

別表1（第3条）

会費の額及び払込みの方法

1. 会費の額及び払込み方法並びに納期

①会費の額

		1点=10円	
平均割（月額）		100点	1,000円
加算 の 場 合 +	1) 雇用従業員を有する個人事業主	60点	600円
	2) 従業員20人以下の法人事業主	70点	700円
	3) 従業員21人以上の法人事業主	110点	1,100円
	4) 立地企業及び銀行等	140点	1,400円
	5) 役員割		
	会長	150点	1,500円
	副会長	100点	1,000円
	理事・監事	50点	500円

会費月額＝平均割＋加点合計 を適用する。

○定款会員並びに特別会員の会費は上記に準ずる。

②会費の払込み方法及び納期

会費は7月、1月、の2回に分け納入、納入の方法は原則として口座振替とする。

従業員は、正従業員のみとし、パート・臨時従業員は除く。